

更新申請についての留意事項等

- (1) 申請書類は、必ず浜松市ホームページからダウンロードしてください。(静岡県の様式では受付できません。)
- (2) 申請書類は、平成 26 年 3 月 31 日に有効期限を迎え、指定更新を行う場合に使用するチェックリストを作成しましたので、このチェックリストにより**必要添付書類に漏れがないかを、事前に十分に確認の上、事業所ごとに作成、提出**してください。なお、**添付書類の漏れがある場合等は当日、書類の受理を行いません**のでご注意ください。
- (3) 指定通知書は、平成 26 年 3 月の発送を予定しています。
- (4) 現在、事業休止中等により、指定更新を必要としない事業所については、事前に介護保険課指導グループまでご連絡ください。また、**現在、休止中の事業所については、再開の手続きをしない限り、指定更新ができず、指定の効力を失います**。
- (5) 指定更新は、従前の指定の内容をそのまま更新する手続きです。管理者や役員の変更等、**変更届を必要とする事項が発生しているにもかかわらず変更届が提出されていない場合は、速やかに提出**してください。なお、変更届の提出が変更があった時点から 10 日以上経過している場合は、**遅延理由書を添付**してください。
また、更新申請書提出後から指定有効期間の満了日までの間に変更事項が発生した場合も、速やかに変更届の提出をお願いします。
- (6) 指定更新申請には、**手数料を浜松市証紙**により納付することが必要です。所定の用紙(介護保険課ホームページに掲載)に**事前に貼付け**の上、申請書類とともに提出してください。(介護予防)地域密着型サービス、介護予防支援は手数料はありません。)
- (7) **更新手続きを行わなければ、指定の効力を失います**ので、事業を継続する場合にあっては必ず手続きをお願いします。

その他留意事項等

- (1) 当日は、各会場において、駐車場の混雑が予想されますので、**公共交通機関の利用**をお願いします。
- (2) 受付の際、待ち時間が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、**当日は指定更新申請書の受付のみを行いますので、その他の相談等のご遠慮ください**。
- (3) 同じ法人で、複数の区にまたがって事業所を設置している場合で、一括して提出を希望する場合は事前にご連絡ください。
- (4) 受付は、原則として「1 更新申請受付日程」のとおりとさせていただきますが、どうしても都合がつかない場合は、事前に介護保険課まで、ご相談ください。

(担当) 介護保険課 指導第 1 グループ (居宅サービス、施設サービス) TEL : 053-457-2875 指導第 2 グループ (地域密着型サービス) TEL : 053-457-2787
